

# 簡易専用水道設置者様へのご案内

## 簡易専用水道とは・・・

市町村等の水道から供給される水のみを受水槽に受けて、建物の利用者に飲料水を供給する施設のうち、受水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup> を超えるものを「簡易専用水道」といいます。

## 簡易専用水道の設置者は・・・

水道法及び、県又は各市町村の貯水槽給水施設衛生管理指導要綱により、受水槽の適切な管理をするよう義務づけられています。常に安全で衛生的な飲み水を確保するため、「①給水施設の管理点検」を実施し、その管理が適正に行われているかどうかの検査「②簡易専用水道検査」を受けなければなりません。

### 「①給水施設の管理点検」とは・・・

- 1 水槽の清掃・・・1年に1回以上
- 2 水槽の点検・・・おおむね月1回
- 3 給水栓における水質検査
  - ・簡易検査(色、濁り、臭い、味、残留塩素)・・・7日以内に1回
  - ・定期検査(建築物一般試験)・・・1年に1回
- 4 給水停止、利用者への通知
 

供給する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったとき直ちに給水を停止し、その水を飲まないよう利用者に知らせ、また保健所もしくは各市町村に通報しなければなりません。
- 5 書類の整理・・・清掃記録、給水栓における水質検査記録(保存期間:5年)



### 「②簡易専用水道検査」とは・・・

簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回「厚生労働大臣の登録を受けた検査機関」の検査を受ける義務が課せられています。(水道法第34条の2第2項)

検査の内容は、

- 1 水槽等の施設及びその管理の状態に関する検査
- 2 給水栓における水質の検査
- 3 書類(清掃記録、給水栓における水質検査記録、給水設備の配置・系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物を明らかにした図面)の整理及び保存状況の検査。



上越環境科学センターは、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道検査機関です。  
検査についてのご相談、ご用命の際は、下記窓口までご一報願います。



厚生労働大臣登録検査機関

一般財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

T E L : 025-543-7664 F A X : 025-543-7882

E-mail : (総合) info@jo-kan.or.jp U R L : https://www.jo-kan.or.jp

お問合せ窓口 : 業務課 又は 検査三課